

細胞診検査・検体採取容器

コード	検査項目 JLAC10コード	検 体	容器 (No.)	保 存	所要 日数	実施料 判断区分	検査方法
1050	細胞診(婦人科) 7A020-0000-085-433	後脛円蓋部、子宮腔部 子宮頸管部、子宮体部膜		室 温 15～30℃	2～7	150 病理	パパニコロウ染色
1055	細胞診・婦人科(LBC) 7A020-0000-070-433	子宮頸部	23	室 温 15～30℃	2～7	150+45 病理	パパニコロウ染色
1051	細胞診(一般) (穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等)	喀痰、尿、胸水、腹水、他		冷 蔵 2～14℃	2～7	190 病理	パパニコロウ染色 ギムザ染色
1049	細胞診(蓄痰法) 7A030-8920-061-433	喀痰 (3日蓄痰法)	32	室 温 15～30℃	2～7		パパニコロウ染色

※同一又は近接した部位より同時に数検体を採取して標本作製を行った場合であっても、1回として算定する。
※婦人科検体等液状化検体細胞診加算は、採取と同時にを行った場合に算定できる。なお、過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製し検査を行った場合には算定できない。
※「穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等」とは、喀痰細胞診、気管支洗浄細胞診、体腔液細胞診、体腔洗浄細胞診、体腔臓器擦過細胞診及び髄液細胞診等を指す。
過去に穿刺し又は採取し、固定保存液に回収した検体から標本作製して、検査を行った場合には、液状化検体細胞診加算として、所定点数に85点を加算する。
液状化検体細胞診加算は、採取と同時に作製された標本に基づいた検査の結果、再検が必要と判断され、固定保存液に回収した検体から再度標本作製し検査を行った場合に限り算定できる。
採取と同時に行った場合は算定できない。
※穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等について、特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

検体採取容器

容器No.	32	33	6	20	23
名 称	喀 痰（蓄 痰 法）	喀 痰	尿・体腔液	標 本 ケ ー ス	ThinPrep
形 状					
内 容 物 (保 存 液)	エタノール+ポリエチレングリコール+粘液融解剤				固定液

検体採取から標本作製までの許容時間と保存期間

細胞診検体	採取から塗抹固定時間（室温15～30℃）	染色までの保存期間
婦人科検体	直ちに	固定後1週間
LBCバイアル（細胞保存液）		採取後2週間
喀痰（生検体）	12時間以内	固定後1週間
胸水、腹水、心嚢液	12時間以内	固定後1週間
尿、穿刺液、洗浄液、髄液	1時間以内	
胆汁、脾液、十二指腸液	氷冷中の容器に採取し1時間以内	
擦過検体、捺印検体、圧挫検体	直ちに	

YM式喀痰固定液
蓄痰用喀痰固定液 応急処置法

目に入った場合	精浄水で十分に洗い、眼科医の手当てを受けて下さい。
皮膚に付着した場合	直ちに付着又は接触部を多量の水で十分に洗い流して下さい。石鹸を使ってよく落として下さい。
吸入した場合	直ちに新鮮な空気のある場所に移し、安静にして下さい。症状がひどい場合は医師の手当てを受けて下さい。
飲み込んだ場合	水でよく口の中を洗浄した後、コップ数杯の水を飲ませ希釈し、可能であれば指を喉に差し込んで吐き出させて下さい。症状に応じて直ちに医師の手当てを受けて下さい。

※固定液の主成分はエタノールであり誤飲した場合、エタノールの影響が最も大きいと考えられます。